

大田区中小企業融資 利用者条件変更報告書

（宛先）大田区長

金融機関

支 店 _____ ⑩

担 当 者 _____ 電話 _____（ ） _____

下記のとおり条件等の変更を報告します。

資金名 <small>（該当資金に〇）</small>	一般運転・一般設備・（緊急）経営強化・開業・小特・その他（ _____ ）		
	【区損失補償付】経営支援・小規模企業特別事業・景気対策		
法人名		氏 名 又は代表者	
あっせん番号	（複数記入可）		

※法人名等の変更があった場合は変更後のものを記入してください。

変更内容	変 更 前	変 更 後
（フリガナ） 法人名		
本店登記地 （住民登録地）	〒 _____ TEL _____	〒 _____ TEL _____
事業所 所在地	〒 _____ TEL _____	〒 _____ TEL _____
（フリガナ） 代表者名 生年月日	_____ 年 月 日	_____ 年 月 日
事業の廃止	/	廃止日 _____
原因ほか 特記事項		

1 本報告書の提出期限は、変更内容等を把握した翌月末までです。（同一の取扱金融機関で複数口ある場合、報告は1部で結構です。）

2 区外移転・事業の廃止について、平成28年1月1日以降に申込みしたあっせん融資の利子補給はその事実があった日までが対象期間です。

3 本店登録地（住民登録地）が変更になった場合は事業所所在地の欄も必ず記入してください。

4 変更内容に合わせ、下記の根拠資料の写しを必ず添付してください。

- 法人名 → 履歴事項全部証明書
- 法人成り → 履歴事項全部証明書、変更保証書（又は重疊的債務引受書）、個人廃業届（又は法人開設届）
- 住所（法人は本店登記地、個人は住民登録地） → 履歴事項全部証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合・前住所の表記があるもの）
- 法人の代表者 → 履歴事項全部証明書
- 事業廃止 → 履歴事項全部証明書（法人の場合）、個人廃業届（個人の場合）
- 事業所所在地 → 賃貸借契約書等、移転先の事業所所在地がわかる書類

（※履歴事項全部証明書や住民票等の各証明書は、発行から3か月以内のもののみ有効です。）